

大会宣言

今日私たちは、「もっと広げよう、情報公開！」というメインテーマを掲げて第12回全国市民オンブズマン別府大会を開催しました。

わが国の国会で情報公開制度の必要性を総理大臣がはじめて表明したのは、ロッキード事件を契機に、政治の腐敗に対して国民から強い批判が出た直後の1979年のことでした。

この年に大平首相が必要性を表明して以後、先進的地方自治体では情報公開条例が次々と制定されましたが、国レベルの情報公開法が99年に制定されるまで、20年もかかりました。

その後、情報公開法の適用対象は、独立行政法人や特殊法人にも拡大されましたが、いま、行政全体の「民営化」の流れの中で、情報公開制度は早くも「空洞化」の危機を迎えています。

一例をあげれば、永年にわたって鉄骨橋梁メーカーと癒着して官製談合を続けてきた日本道路公団は、今年10月1日から、3つの民間会社に分割されるとともに、情報公開法の適用対象から除外されてしまいます。

このような「民営化」の方向が、中央、地方を問わず行政のあらゆる領域で進行しつつあるという状況のもとで、私たちは「民営化」が「情報の不透明化」にならないため、次の3点にそって、情報公開制度を根本的に見直すことが必要であると考えます。

第1に、情報公開法および情報公開条例で規定する情報公開義務の主体を、行政機関や独立行政法人等に限定せず、国や地方自治体から一定の割合を超える出資や助成を受けたり、業務委託を受ける法人や団体にも拡大し、該当する法人等に対する国民の情報公開請求権を明記すべきです。

第2に、行政機関や法人等が情報公開請求を拒否する措置に対しては、「非公開処分」の取消を求める行政訴訟による、という現行法の発想をあらため、「情報公開」という給付を求める民事訴訟と構成するべきです。

第3に、情報公開請求訴訟の性質を一般民事訴訟と位置づけることと関連して、その裁判管轄は、現在認められている50箇所の地方裁判所本庁だけでなく、205箇所の地裁支部にも拡大すべきです。

総務省に設置された「情報公開法の制度運営のあり方に関する検討会」は、本年3月29日、「現時点での法改正は必要なし」との結論を下しました。しかし、その検討対象は、実際に行政機関に対してなされた情報公開請求の取扱いの当否に限られています。

「情報公開請求の領域自体がどんどん狭められつつある」という問題意識を抜きにした結論は無意味です。

私たち市民オンブズマンは、これまで身をもって情報公開の最前線を切り開いてきた市民運動としての責任を果たすために、今から、上記3点の制度改革を推進することを宣言します。

2005年9月10日

第12回全国市民オンブズマン別府大会参加者一同